

供 用 約 款

有料道路 津軽岩木スカイライン

青森県弘前市大字常盤野字黒森 56 番地 2 号
株式会社 岩木スカイライン

自動車道供用約款

(約款の効力)

第1条 当社の経営に係る次の一般自動車道（以下「自動車道」という）の供用に関する契約は、特約のある場合を除きこの約款によるものとする。

但し、この約款に定めのない事項については、法令の規程又は一般の慣習によるものとする。

1. 津軽岩木スカイライン

青森県弘前市大字常盤野字黒沢177番地から

青森県弘前市大字百沢字東岩木山1の1番地まで

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という）は、4月中旬から11月上旬までとし、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という）は、次に掲げる場合を除き、午前8時から午後5時までとする。

但し、気象状況その他やむを得ない事由がある場合は臨時的に供用期間及び供用時間を変更できるものとする。

① 6月から10月までの供用時間を午前8時から日没後2時間までとする。

② 「お山参詣(旧暦8月1日)」の前日は供用時間を午前8時から翌日午前8時までとする。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は次の通りとする。

1. 普通使用券
2. 前売使用券

(使用料金の收受等)

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という）は、所定の料金徴収所において使用料金を支払うとともに、普通使用券を受け取り又は前売使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。

2. 使用券に表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、その超えた区間に対する使用料金を支払わなければならない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は、前条1項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間同項の使用券を所持し、当社係員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。

但し、当社係員が使用券を回収した場合はこの限りでない。

2. 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金の外にその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻等)

第8条 当社は、未使用で有効期間内の使用券（次項の証票を含む。以下同じ）について払戻の請求があった場合は当該使用券に表示された金額をその1割の手数料を収受して払戻す。

2. 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券及び前売使用券については収受した使用料金に相当する金額を払戻す。

3. 前2項の規程は、自動車道の供用できなくなったことにつき、責任のある使用者に対しては適用しない。

4. 当社は、使用者が第2項以外の理由により自動車道から退去を求められた場合は使用料金の払戻をしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- ①自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規程に違反する場合。
- ②自動車道の使用が供用期間外又は供用時間外となる場合。
- ③自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼす恐れがある場合。

- ④自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。
- ⑤天災その他やむを得ない理由により自動車道の通行に支障がある場合。
- ⑥国又は地方自治体若しくはこれに準ずる団体の主宰する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合。

2. 当社は、使用者が前条若しくは第 13 条の規程に違反した場合又は自動車道の使用が前項 1 号から 4 号までいずれかに該当することとなった場合若しくは前項 5 号の事態が発生した場合は、使用者に自動車から退去を求めることができる。

(当社の責任)

第 11 条 当社は、自動車道管理に瑕疵があったためその使用により使用者の生命身体又は財産に損害を与えた場合はこれを賠償する。

2. 前項の場合において当社の責任は使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。

3. 第 1 項の規程は次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。

- ①使用者の故意又は過失
- ②当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。
- ③盗難その他第三者による危害。
- ④天災地変その他不可抗力。

(使用者の責任)

第 12 条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者はこれを原状に復し又は損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第 13 条 使用者は当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布宣伝その他これに類する行為をしてはならない。